

○ 法令解釈通達及びその解説等

1 所得税基本通達

(1) 社債の範囲 (アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。)

2—11 法第2条第1項第9号に規定する社債とは、株式会社が会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定により発行する債券及び会社以外の内国法人が特別の法律により発行する債券並びに外国法人が発行する債券でこれらに準ずるものをいうのであるから、債券の発行につき法律の規定をもたない会社以外の内国法人が発行するいわゆる学校債又は組合債のようなものは、これに該当しない。
(注) いわゆる学校債、組合債等の利子は、雑所得に該当する。

【解説】

社債の利子に係る所得は利子所得とされるのであるが、この社債には、株式会社が会社法その他の法律の規定により発行する債券のほか「会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。」こととされている（所法23①、所法2①九）。

本通達は、当該債券の発行につき法律の規定をもたない、いわゆる学校債や組合債のようなものは所得税法第2条第1項第9号に定める社債には含まれないことを明らかにしたものである。

なお、学校債や組合債等の利子に係る所得は、雑所得に該当する（所基通35-1(2)）。

【参考】

会社法では、社債とは、会社法の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、会社法第676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいうこととされた（会社法2①二十三）。